

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住 所 | 備 考 |
|-----------|------------------|-----|
| 株式会社 大林組 | 東京都港区港南二丁目15番2号 | |
| 清水建設 株式会社 | 東京都中央区京橋二丁目16番1号 | |

2. 指名停止措置期間 平成30年4月16日 ～ 平成30年10月15日（6箇月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線建設工事に関して、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、平成30年3月23日、公正取引委員会から検事総長に告発された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第5号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|---------------------------|
| (独占禁止法違反行為) 5 前項に掲げる場合のほか、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から 6箇月以上18箇月以内 |

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)

